

令和5年 9月15日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和5年9月15日（金）午後 2時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3号 令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4号 令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6号 令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7号 令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議案第 8号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
審査報告（予算決算常任委員会委員長）
- 日程第 2 請願第 3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願
審査報告（文教福祉常任委員会委員長）
- 日程第 3 意見書案3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について
- 日程第 4 議案第38号 東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第39号 橋梁架替工事（2012号橋）請負契約の締結について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1 番 前 田 君 江 君
2 番 岩 井 弘 晃 君
3 番 越 川 良 男 君
4 番 柳 堀 忠 君
5 番 桜 井 莊 一 君
6 番 土 屋 光 正 君
7 番 佐久間 義 房 君
8 番 板 寺 正 範 君
9 番 花 香 孝 彦 君
10 番 大 網 正 敏 君
11 番 高 木 武 男 君
13 番 山 崎 ひろみ 君
14 番 宮 澤 健 君

○欠席議員（1名）

12 番 鈴 木 正 昭 君

○出席説明員（14名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 向 後 喜一朗 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 堀 江 弘 之 君
企画財政担当課長 加 瀬 博 子 君
町 民 課 長 香 取 康 成 君
まちづくり課長 鈴 木 秀 樹 君
健康福祉課長 布 施 光 規 君
会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君
病 院 事 務 長 渡 辺 佳 則 君
農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前 田 泰 孝 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君

教 育 課 長 宇ノ澤 修 君

生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃

次 長 向 後 順 子

主 査 高 橋 大 助

(午後 2時30分 開議)

議長（宮澤 健君）

こんにちは。ただいまの出席議員は13人です。

会議に先立ち報告します。12番鈴木正昭君から通院のため、本日の会議を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日議員発議による意見書案を1件を受理しました。次に町長より議案2件の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。これから議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8会計決算認定等を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より、審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会、委員長、佐久間義房君。

7番（佐久間義房君）

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、認定第1号、令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、8会計の決算について、去る9月7日及び8日には認定第1号、令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを11日には認定第2号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認

定についてまでの7会計について、委員会を開催し、副町長、教育長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてをご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会は、議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長に出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

認定第1号から認定第6号まで及び認定第8号につきまして採決した結果、当委員会としては出席委員賛成全員より、決算書のとおり認定すべきものとすることに決定いたしました。

また、認定第7号につきましては採決した結果、当委員会としては出席委員賛成全員により、決算書のとおり可決及び認定すべきものとすることに決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長（宮澤 健君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに起立によって行います。

初めに認定第1号、令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第5号は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

次に、認定第6号、令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第6号は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

次に、認定第7号、令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第7号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2、請願第3号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支

給に関する法律」の改正を求める請願を議題とします。

この請願は文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、花香孝彦君

8番（花香孝彦君）

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました請願第3号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願については、去る9月12日に健康福祉課長の出席を得て、委員会を開催し慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

意見として、建設アスベスト被害を国が認め、様々な機関で給付の支払いが開始されている中、アスベスト建材メーカーには社会的責任があり、基金の拠出は必要と考えるので、この請願に賛成する。

今回の改正を求められている法律は最高裁判所の判決、判例に基づき、議員立法にて制定されたものだが、この判決によって判事されていない内容あるいはいまだ最高裁判所においても判断が分かれる内容を織り込むことについては、慎重な検討が必要であるので、この請願に反対する。

アスベストで一番困っているのは、何も知らずに作業に従事し、被害に遭われた方達であり、その方達に救いの手を差し伸べることは必要であるので、この請願に賛成する。

危険性があることを認識していたにもかかわらず、製造を続けた建材メーカーにもその製造を止めずに促進した国にも責任があると思うので、この請願に賛成する。

この請願をすることによって、国会に取り上げてもらえれば、法律の改正はもとより、より被害者の目線にも近い議論が起きてくれればという提起としての法改正を望みたい、そのための今回の請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第3号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願については、採決した結果、当委員会においては賛成多数により、採択すべきものと決定しました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（宮澤 健君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第3号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3、意見書案第3号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書案についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

ここでお諮りします。

意見書案第3号は先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。意見書案第3号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書案についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号、東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事請負契約の締結について、日程第5、議案第39号、橋梁架替工事(2012号橋)請負契約の締結について、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第38号、東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事請負契約の締結について及び議案第39号、橋梁架替工事(2012号橋)請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この2件につきましては、予定価格が5,000万円以上の契約について、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いをいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第38号及び議案第39号について説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、この2件の議案につきましては予定価格が5,000万円以上の契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

初めに議案38号、東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事請負契約の締結についてでございます。

この契約は、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものでございます。8月22日から8月28日を入札期間として、電子入札による一般競争入札を実施したところ、4社からの入札がありました。この工事は、予定価格及び最低制限価格を公表しての入札となります。

入札の結果、4社のうち3社が最低制限価格での入札でしたので、直ちに入札システムによる電子くじを実施し、落札者を平山電機株式会社に決定しました。

本契約は落札者である同社と令和5年8月30日付で議会の議決を条件に工事請負契約を締結したものでございます。契約の金額は消費税を含む5,403万900円でございます。

次に議案書7ページをお願いします。

議案第39号、橋梁架替工事（2012号橋）請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

こちらの契約についても、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。8月22日から8月28日を入札期間として、電子入札による一般競争入札を実施したところ、2社からの入札がありました。こちらの工事につきましては、予定価格及び最低制限価格は非公表での入札でございます。

入札の結果、山本建設株式会社が消費税を含む6, 176万5, 000円で落札しましたので、令和5年8月30日付で議会の議決を条件に当社と工事請負契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

2番（岩井弘晃君）

議案第38、39共に契約の方法が制限付となっておりますけれども、制限の内容に関して、もし分かれば教えていただきたいんですけども、よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

まず、宮野台運動公園の照明の工事についてお答えいたします。

こちらは入札に参加出来る業者に対する選任になりまして、千葉県内に本店または営業所がある業者とし、地元業者の育成のため香取海匝地域業者につきましては、経営規模、経営状況や技術力等を総合的に評価して算定される総合評定値という点数があるのですが、そちらを下げても参加の機会の拡大を図っております。

また、電気工事について建設業法の特定建設業の許可を受けていること、主任技術者または管理技術者を工事の現場に専任で配置出来ることなどを条件としております。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長。鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、議案第39号、橋梁架替工事（2012号橋）の制限内容について、お答えいたします。

制限内容、資格要件として一点目に地元業者の育成と橋梁完成後の維持管理を考慮して、東庄町競争入札参加業者資格基準及び東庄町建設工事指名業者選定基準を参考に土木工事一式のAランク以上、こちらのAランク以上というのは総合評価値が780点以上となります。千葉県香取郡、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市内に本

店及び営業所がある事業者を対象といたしました。

2点目に、当該工事の技術者として、一級土木施工管理技士の資格を有するもので管理技術者の資格を有するものを選任に配置出来るもの。

3点目として、当該工事と同種工事の施工実績があるものという形で条件を付けました。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑を終了いたします。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに議案第38号、東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、橋梁架替工事（2012号橋）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会9月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より諮問2件、議案11件及び認定8件を提案をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまをもちまして全ての案件を原案のとおり可決、認定いただきました。誠にありがとうございました。

また、本日をもちまして第17代東庄町議会議員として、最後の定例会がつつがなく終了するわけであります。重責を果たされました皆様のご労苦に対しまして、心より敬意を表しますと共に、これまで頂戴いたしましたご厚情に厚く御礼申し上げます。

この4年間を顧みますと、国内外を通じまして様々な出来事がございましたが、その中でも令和2年1月に国内で初めて確認されました新型コロナウイルス感染症に翻弄された4年間でもありました。緊急事態宣言など、行動自粛を求められた結果、各方面で様々な弊害が発生をいたしました。そのような状況下の中、その都度、議員各位のご理解とご協力によりまして、施策を進めることができました。苦境にある町民の一助になれましたことは、非常にうれしく感じた次第であります。

さて、この4年間での町内の大きな出来事としては、教育関連の変化が多かったことが思い出されます。小学校統合によります東庄小学校の開校や給食センターの供用開始、また東庄小学校敷地内への放課後児童クラブの新設など、教育、子育て環境の整備充実に向けた施策を展開することができました。

こうした結果は、まさに議員各位のご理解とご協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。引き続き議会の協力をいただきながら、いいまちづくりに努力してまいり所存ですので、今後とも一層のご支援とまたご指導賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、本年は連日猛暑で9月になりましても、厳しい残暑が続いております。体調にはくれぐれもご留意をされまして、さらなるご活躍を心からご祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

9月定例会、11日間の長きにわたり大変ご苦労さまでした。日本は国際的にも原油価格の高騰や食料生活用品の値上げなど、我々国民生活に直結した様々な課題が突きつけられている現状を打開すべく、内閣改造を行い、新たな体制でスタートしました。

私達東庄町議会は任期最後の定例会であります。11月14日告示、19日投開票の選挙日程も決まっております。残された僅かな期間ではありますが、新型コロナウイルスの感染やインフルエンザの感染が拡大しております。どうぞ健康管理に十分注意していただき、議員活動に精励されますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

以上で令和5年9月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 4時26分 閉会）